

産業建設常任委員会記録

令和2年3月31日

【開催日】 令和2年3月31日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時10分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

市長	藤田剛二	副市長	古川博三
経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課主任 主事	稲葉徹		

【事務局出席者】

局次長	石田隆	書記	光永直樹
-----	-----	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午後1時 開会

中村博行委員長　それでは定刻になりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。最初に山田議員のから委員外議員での出席の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御意見ありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは山田議員は席のほうにお願いします。

（山田伸幸委員外議員着席）

本日の流れについて説明をしておきたいと思いますので、今日、私が考えている流れとしては本来、今日の委員会の趣旨というのは、先日の全協で森山議員がおっしゃられた、今どうするのかということに対して、なかなかその場で回答がなかなかできなかった部分がありますので現在どういうふうに、既に始まっているというふうな形では聞いておりますが、現在どうするのかということ。そして、これからの対応、あるいは方向性、これについて説明を求めるということを主としてやっていきたいと思いますが、最初にその前に先日の全協の説明がかなり長時間、質疑があったわけですが、今なお、不完全燃焼といいますか、消化不良というような声もありましたので、最初にそういった方の声を聞いた中で私のほうからその辺りについて質問をしてみたいと思います。それが終わりましたら先ほど申しました本論のほうに入っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

藤田市長　皆さんこんにちは。委員長の御説明がございましたけども、先週の3月23日に全協で、私も出席させていただいて説明をさせていただきました。冒頭に改めましてこの度の小野田中央青果株式会社の件についての概略説明をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。小野田中央青果株式会社から経営状況の悪化のため事業を継続していくことが困難であるとの理由によりまして、令和2年3月19日をもって、卸売の業務を廃止するとの報告が市に対し、同日付けの文書でございました。同社においては皆様御承知かと思いますが多額の

債務を抱えております。直近2月末では約1億3,000万円というふうにも聞いているところがございますけれども、また、その経営についても疑義が生じていたところであり、開設者である市といたしましても、指導等を行ってきたところでもあります。また、同社より昨年7月10日には協力要請を市宛てにいただきました。その中で特に急を要する課題の一つが、経営手腕を有する人材の確保でございます。会社役員とともに人材確保に向けた交渉等を行ってきたところがございます。残念ながら、人材の確保には至らず先の3月19日の取締役会にて営業を停止するという選択をするに至ったと聞いております。会社といたしましては、近日中に破産の手続を申立てをするということのようでございます。市といたしましては、市場は地域の皆様方にとりましても、大変大切な施設であるというふうに認識をしております。早急に卸売業者の公募等、市場業務の再開に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。また後ほど詳細は報告があろうかと思っておりますけれども、先日、全協での説明以降にちょっと動きがありましたので、それを概略説明させていただきます。この新たな卸売業者が決定するまでの間でございますけれども、市長が卸売の業務を行うこととしております。本市場唯一の仲卸業者に代行業務を委託をしております。これが現状でございます。期間は3月26日から6月30日までとしております。またその間で卸売業者が決定した場合は、営業開始日までとして、代行の業務を委託をしているところを付け加えさせていただきたいと思っております。

中村博行委員長 今、市長のほうから先日の全協でも説明があったと思いますが、その折に時間を掛けてかなりの質疑が出ましたけれども、その中でもやはり不十分だというような声を聞いておりますので、先ほど申しましたように、最初にこの部分から私のほうから質問していきますので、明快な回答をよろしくお願ひしたいと思います。質問については全協での質問と重複する部分があるかと思っておりますけど、この辺りは御容赦願って、再度、お答えを願えたらというふうに思っております。まず1点目ですが、これ私が最初に質問したことと同じですけれども、この辺りが

まだ皆さんに浸透してないということがありましたので3月のこの時期、急に破産申立てとなった理由についてお答えください。

河口経済部長 それではこの3月のこの時期になった理由についてでございますが、3月中旬までに市場に精通した経営手腕を有する方に代表取締役就任について交渉を続けてきたところでございますが、不調に終わりをまして、そのほかにそのような方を見出すことができないというふうに判断し、このままこの状況で続けることは現在、取引をしております業者の皆様に変御迷惑を掛けるということを考えまして、小野田中央青果株式会社の業務を提出するというので、その後、破産を申し立てていくということをお聞かしておるところでございます。

中村博行委員長 追加質問は後でお願いしたいと思いますが、2点目ですが、最終判断は藤田市長がされたのかという点でございます。

河口経済部長 最終判断は藤田市長かという御質問でございますが、市に対しましては協力依頼も会社としてはされておりますことから、情報の共有は当然してございましたが、最終的な判断はいろんな状況を鑑みながら先ほど申し上げました理由も含めまして、取締役会において決議をいたしまして、それを市に報告したところでございます。

中村博行委員長 それでは3点目ですが、市の幹部が大口の債権者に行かれた理由と大小、債権者がいらっしゃると思いますけれども、その対応についてどういうふうにするかという点について質問いたします。

古川副市長 大口の債権者のところに行ったかということでございますが、市場の開設者といたしまして御説明に上がりました。市の立場としては、山陽小野田市地方卸売市場につきましては、従来どおり存続をしていきたい。その中で条例の目的である市場の円滑化、取引の適正化をもって、市民生活の安定に資するという条項がある中で、卸売業者、仲卸業者、

売買参加者等の皆さんに、市としてはこの市場を円滑な運営を管理していききたいということで、開設者の立場として説明には当たらせていただきました。

中村博行委員長 それと後の質問ですけれども、ほかの債権者がいらっしゃると思いますけど、その辺りの方への対応というのについてお答えください。

河口経済部長 債権者の皆様への対応についてでございますが、破産申立てをいたしました後には、破産管財人が債権者の方々についての対応をするというふうに聞いているところでございます。

中村博行委員長 次に4点目ですが、先ほど市長のほうからもお話があったんですが、全協での際になかなか明快な回答がなかった。現在の負債総額は先ほど市長が言われたし、新聞紙上でも約1億3,000万円というふうにあります。実数というのはこれでよろしいですか。

河口経済部長 決算をしておりませんので、概算になりますが、1億3,000万円というふうに見込んでいるところでございます。

中村博行委員長 それから私のほうからは最後の質問になりますが、破産ではなく民事再生法の適用というのは考えられなかったかという点でございます。

河口経済部長 民事再生法ということも含めて考えたところでございますが、まずは、民事再生法ということは商売を継続していくということでございます。それで私の中で三つ大きなことで考えてみた訳なんです。今回の場合は先ほど申し上げましたように、事業を継続していくためには、経営手腕のある方をということで探そうということで、いろいろ手を尽くしてきたところでございますが、なかなかそこは見つけることができ

ないと。それによって民事再生法によっては、その経営を管理して事業を伸ばしていく、債務を払うという責任を持って対応できる人材が確保ができなかったというのが一つございます。それから民事再生の場合におきましては再生計画案を作りまして、それを債権者の了解を得た中で初めてその再生計画を実行していくわけですが、今回の場合はそれができるかどうかということでございます。前提といたしまして、今までの中央青果の事業内容が、どの程度正確に把握できるのかということ。だから、再生計画を立てるためには負債についてカットされるのかということもございます。当然その一方ではカット、残った部分につきましても支払をしていく、事業継続の中で発生する利益の中から返済をしていくということが必要になります。少なくなったとはいっても、借金は返していかないといけないということで、本業が絶対に黒字になっていかないといけないと、その展望が先ほどの経営手腕のある方という、今のままであればなかなかそこは難しいというふうに判断したところでございます。それから三つめといたしましてキャッシュフローでございしますが、当時、民事再生をするということは信用がなくなるということでございますので、基本的には現金商売といいますか、そういうような形になってこようというふうに思います。物を買った場合には買掛金で後に払うというようなこともあるでしょうけども、その信用性が無いということも含めまして現金で物を買っていかないといけないということになります。それだけお金がないということでありまして、銀行もお貸しいただけないという状況であろうというふうに思っておりますので、これら三つのことから民事再生は難しいのではないかという判断をしたところでございます。私のほうから今5点ほど質問を投げ掛けましたが、この件についてあるいはこれに不足する部分についてもですが、委員のほうから質疑を求めます。

高松秀樹委員 負債総額が本会議場では分からないという回答だったんですけど、今の答弁も含めてマスコミにも1億3,000万円という話ですよ。1億3,000万円の中身を教えてください。

河口経済部長 負債につきましては、受託未払金、買掛金等がございます。その辺を平成30年度末、31年度3月の状況であれば1億1,000万円ということになっております。計算上そこに受託未払金、それから買掛金等を直近の状況で充てさせていただきまして、それから預り保証金、それから長期借入金、銀行さんとか個人の借入れがございますので、その辺の残額等も計算した中で1億3,000万円とおおよそでございますが、出したわけでございます。それで買掛金が約7,600万円ぐらいあります。それで後ほど計算して、先に計算したものがちょっとはつきりしません。申し訳ありません。

中村博行委員長 それではこの間、ほかに。

森山喜久委員 全協の際に私のほうは先ほど業務委託は市がしなきゃいけないんじゃないですかというふうなところを言ったんですけど、そのときの答弁が違いましたよね。その経過を説明してもらっていいでしょうか。

河口経済部長 業務委託を市がするっていうのは市が業務委託をお願いするという形で仲卸業者さんをお願いしているというところですが、市が委託するというのは、済みません…。

森山喜久委員 当日、結局第68条で山陽小野田市が卸売業務を代行しなきゃいけないんじゃないですかというふうな質問をしました。そのときに残金だけの処理だから関係ないというふうに言われたと思っているんですよ。それはどうなんですか。その中で結局その3月23日の同日付けで、この業務委託の依頼という形を出しているじゃないですか。それがどういうふうになってこのような形になったのか、その経過を教えてくださいませんか。

河口経済部長 全協の中で、私が回答させていただきました。市長が代行するということは残品があったことについて、処理をしていかないといけ

ないということを申し上げましたが、大変申し訳ありません、条例の読み方が悪かったのもあります。販売委託のあった物品についても、同じような形をとっていかないとということが分かりましたのでそのような対応をさせていただいたところでございます。

森山喜久委員 要は答弁が間違いだったということではないのでしょうか。

古川副市長 全協のときの森山議員の第68条の御指摘、そのときにこちらのほうも十分精査ができていなかったということは否認しません。このような御指摘がございましたので、十分この条文を精査する中で今回に至ったということで御理解いただけたらと思います。

中村博行委員長 第68条というのが卸売業者ができない場合、市長がっていう部分ですね。そういうことでございますね。現状のことについては後でしっかりやりますので、現在どうしていくのかというのはですね。全協の時点ぐらいの中での質問をしていただきたい。

森山喜久委員 確認なんですけど、3月19日に取締役会が行われて、そこで卸売業者の営業停止をした。それを同日付けで市のほうに営業停止というふうな文書を出して報告をして、中央青果としては事務所を閉鎖したという認識でよろしいのでしょうか。

河口経済部長 今言われました19日についてはそのとおりですが、事務所を閉鎖というか業務を停止という考え方でございます。

森山喜久委員 それであれば事務所はそのまま継続しておいてあるということなんではないのでしょうか。

河口経済部長 今、事務所はそのまま置いております。

森山喜久委員 取りあえず、破産の申立てはいつするんですか。破産の申立てをするまでは、事務所を借りておくという認識でしょうか。

河口経済部長 一応、破産の申立ては4月の上旬というふうに聞いておりますので、それまでは事務所は利用しますし、それ以降も弁護士と協議しながら使用については検討してまいりたいと思っております。

森山喜久委員 その際の使用料はどのようになるんですか。

河口経済部長 それについてはまだ協議をしておりませんので、その辺を協議して対応したいと思っております。

高松秀樹委員 冒頭の市長の説明の中に経営に疑義が生じていたということがあったんですが、これをもう少し詳しく説明していただけますか。

河口経済部長 疑義といいますか、外部の監査を調査したところによりますと、経営の内容といいますか、経営についてもなかなか疑わしいところがあるといいますか、差異が生じているということも含めて、その辺でそういう表現をさせていただきました。

岡山明委員 19日に業務停止という話をされました。そういう関係で新聞に書かれているのが、4月中旬に裁判所に自己破産の申請をするという手続なんです、これはいつ頃という状況になりますか。

中村博行委員長 今後の手続ということで後でやります。

恒松恵子委員 あと、高松委員の質問に関連して支払利息が大体年間幾らぐらいあったか。法人税、消費税、その他諸税の滞納があったか教えてください。

中村博行委員長 聞き取れましたか。

河口経済部長 消費税の滞納等はありません。

中村博行委員長 滞納があったか、なかったかということで。

河口経済部長 それはありません。

宮本政志委員 債務の反対で債権といったらおかしいですけど財産っていうかな、中央青果の現金とかあるいは売掛ですよ。売掛金も債権になりますんで、そういったもの正の部分っていうのはどれぐらいありますか。

河口経済部長 2月末でございますが、売掛金につきましては3,550万円です。

中村博行委員長 債権のほうは売掛だけじゃないでしょ。資産的なものもあると思うんですけども、そういったものは精査されてないですか。

河口経済部長 当時でいうといろんな一般管理費とかの支払がありますので、四、五百万円ぐらい残っておるといふふうに思っています。

中村博行委員長 四、五百万円というのは現金ですか。

河口経済部長 通帳等に入っているものです。

宮本政志委員 業務廃止の日か前日かぐらいの解釈でいいですか。

河口経済部長 業務の停止状態では通帳等には残高はないということになります。申立ての関係で費用も必要でありますので、残金は残ってなかったということになります。

高松秀樹委員 売掛金を3,550万円という報告がありましたが、以前もらった資料の平成30年度決算額に非常に近いんですけど、その数字を拾っていらっしゃるのか、それとも前に頂いた資料は令和元年11月末で4,000万円の数字が上がっています。今の時点で分からないのなら、11月末のこの時点の数字を見ていいんですか。

河口経済部長 今言いました3,550万円程度のお金は、現在2月末の状態の数字です。ですから、当然11月から回収にも文書を出したりする中でいろんな手段を取る中で回収ができたところもございますので、現在は3,550万円ということです。

高松秀樹委員 そのうち委員会でも既に倒産、廃業している事業者がいらっしゃるということでしたが、回収不可能な金額又は回収可能な金額が幾らになっていますか。

中村博行委員長 これある意味で確認と思うんですよ。以前も答えられた。

河口経済部長 回収可能なものは、おおよそ2,000万円、回収が難しいというのは、今、1,500万円ぐらいございます。

岡山明委員 19日に事業を止めているんですけど、26日とは間がありますね。一週間ぐらい、三連休もありましたけど。その間、どうされてましたか。生産者のほうから出荷がありませんか。それをちょっと確認したいんですが。

中村博行委員長 これは後、現在の関係でやりますから、しっかりそのときに聞いてください。ほかにはいいですか。

森山喜久委員 これからになるかもしれないんですけど、3月19日に営業停止という形で市に報告があったのはいいんですけど、これは県との協

議、県との兼ね合いはどういうふうになっているのか教えてもらっていますか。

河口経済部長 同日付けで県のほうに届出を出しておるところでございます。

森山喜久委員 どういった内容のものを教えてもらえますか。

河口経済部長 地方卸売市場卸業務廃止届という名称で、山口県知事宛てに小野田中央青果株式会社が届出者として出ておりまして、許可番号、名称、所在地、取扱品目分類、品目部類、廃止年月、廃止利理由という内容で届出をしております。

森山喜久委員 営業停止という表現をしていらっしゃったんですけど、基本、廃止というふうな形で正式に中央青果から市に出されてそれを受理した状況で県に報告したというふうな理解でよろしいですね。

河口経済部長 そのとおりでございます。

藤岡修美副委員長 全協のときの説明で、業務廃止に至った経緯で究極の理由が、取扱高が前年度の7割になったという説明もあったと思うんですよ。これを受けて経営能力のある人に当たられたということなんですが、そういう人が見つかったら経営改善できたと、その時点では考えておられたんですか。

河口経済部長 その経営手腕のある方ということで、いろんなところに顔の利く方、ものが引っ張ってこられる方とか、出口を増やせる方とかっていうことで、いろんなお話を伺う中で、そういう方であれば可能であろうというふうに判断しておりました。

森山喜久委員 そういう付随した形の分で、平成30年度と今年度30%減っ

た大きな理由って何でしょうか。

河口経済部長 先ほどお話したかもしれませんが、この会社が可能な今まで取扱高が処分とかも含めて大きな量があったという部分もありましたので、その部分につきましては、数量を減らして、ロスがないような形とか、そういうことも含めて考えた結果としては、そこになってしまったと。だから、本来は入り口も出口も増やしていくことによって、取扱高を増やしていかないといけないんですけども、なかなか出口が難しいとかいう形もありましたので、売るほうが難しかったということも含めまして、取扱高が減ってきたという現状がございます。

森山喜久委員 要は平成30年度であれば、訴訟問題とか含めて大手のスーパーが逃げていったっていうふうな部分があったと思うんですね。それで、平成29年度と30年度を比べたら30%減ったというふうな状況になると思うんですけど、昨年そういった形の分の大きな要素っていうのはあったんでしょうか。

河口経済部長 特になかったと思います。ただ、先ほど申し上げましたような取扱の量を調整したというところがございます。

宮本政志委員 それと破産が受理されたときですね、中央青果会社そのものはいいんですけど、代取とか取締役の個人的な債務っていうのは、発生はしませんよね。

河口経済部長 役員に対しての損害賠償責任とか、そういうものにつきましては、全協の時もちょっとお話しさせていただいたと思いますが、会社法の第429条というのがございまして、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった時は、当該役員等はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責務を負う。」というふうになっておりますので、これにつきましては私達は不法行為等はないと思っておるんで

すが、どういうところであるか、そこはちょっと不明でございますので、基本的にはそういうふうな考え方を持っております。

宮本政志委員 不法行為がどうこうでなくて個人保証とかはないですかというふうにちょっと聞いたんですけどね。

河口経済部長 それで、損害賠償責任になるかということがポイントだろうというふうに思うので、今、弁護士ともいろいろ話の中では、現在のところはないうだろうというふうなお話はしております。

宮本政志委員 市民の方の関心が大きいところと思うんですけど、この中央青果の破産によって出資金も出していますけど、市がかぶる損害っていうのは、どういうふうに把握をすればいいんですかね。

河口経済部長 市がかぶる責任というものは1,000万円の投資をしておりますので、そこが返ってこない。そこがなくなるということであると考えております。それ以外は考えてないというふうには思っております。

森山喜久委員 3月19日に廃止されてのところになるんですけど、窓口、中央青果が廃止になりましたよ、というふうな形になったときの窓口は結局どこだったんですか。

中村博行委員長 3月19日時点での窓口はどういうふうになったか。あと関連はすると思いますけど、取りあえずその部分で答えられるのであれば。

河口経済部長 業務は停止ですので、そういうようなことが起こりましたら、窓口は一応農林水産課なり市のほうとなります。

森山喜久委員 2種類あると思うんですよ。要はお金の関係、営業停止しまし

たっぴいったら結局私たぢのお金はどうなるんだと、支払はどうなるんだっぴいいう形の分で、買掛金、売掛金の関係含めて、商品代金をどうするのっぴいいうふうな窓口と、今日は持っぴきた野菜をどうするんだっぴいいうふうな形の分で商品の売り先とか、もしくは仕入れをどうするんだっぴいいうふうな形の分の二とおりあると思っぴうんですよね。それぞれの窓口がどのような形になっぴていたのか、それを教えてください。

河口経済部長 基本的には先ほどの支払、お金の関係になりますと、申立てをすれば、破産管財人が対応というふうになろうと思っぴます。ここの場合はお電話とかいただくのは、市のほうにいただっぴいているというのが現状ございっぴますが、基本的には弁護士を通過してということになろうと思っぴます。先ほどの業務につきまっぴしては、当然第68条の関係で、市が代行していくということになろうというふうに思っぴておっぴります。

森山喜久委員 弁護士という形の分で破産管財人ができたら、そういっぴた形のそこの弁護士になるのは分かるんです。ただ、今言われっぴているまだ破産の申立てもまだしてないという形の分で、もう10日以上たっぴている中で、それぞれ権利を持っぴている方々は、誰に言えっぴばいいのっぴいいうふうな形があるじゃないですか。本来、債権者に対して弁護士を立てて、この人に申立てをしてくださっぴい、受任してくださっぴいっていうふうなやり方をした状況の中で、営業停止をする。だから窓口が弁護士よっぴっていうふうな形になると思っぴうんですよね。でも今回実際されてないと思っぴうんですけど、その辺どうでしょうか。

河口経済部長 弁護士のほうから債権者の方々に文書を送っぴていただっぴいております。お話はそこでされるということだろっぴうというふうに思っぴます。

中村博行委員長 それでは先ほど申しまっぴしたように全協でのやりとりの中で不十分だっぴた点ということで、委員会としてはこれで一応行きたいというふうに思っぴます。また、先ほどの宿題は準備できまっぴしたか。

小野泰議長　そういった資料は一覧表で出せないですか。

中村博行委員長　あるならすぐ出してもらいたいけども。

森山喜久委員　もしもらえるならば、先ほどほどあった回収可能、不可能の分の一覧とか、さっきあったように結局30%減ったっていうふうな状況のほうも実際何で減ったのかというところも含めて、会社なら会社のほうで取締役会でこういう状況だから破産するしかないんだっていうふうな形の分の確認した資料があると思うんですね。そういった形の数字のところでは出せる資料があると思いますので、そちらのほうの提出を求めたいと思います。

中村博行委員長　大丈夫ですかね。

河口経済部長　今言われましたことを具体的に出せるものを出していきたいと思いますが。時間をいただければと思います。ちょっと今日中に出るかというのはありますが、後日でもよろしいでしょうか。

高松秀樹委員　資料はそもそもそろえてこないといけない。それはいいです。そろえてまた出してもらったらいいんですけど、今、口頭で今の負債で個別の分を分かる範囲で教えてください。買掛が7,600万円というふうなことを言われたですね。

中村博行委員長　粗であるよね。小さいとこやなくて、粗で言えるところまで、

河口経済部長　受託未払金が1,000万円。買掛金につきましては、8000万円。先ほどは間違えていました。失礼しました。間違っておりました。訂正をお願いします。長期借入金が3,500万円程度ですかね。ちょっと数字が曖昧で申し訳ありません。

高松秀樹委員 全協で言った数字と違っているんですけど、それはそれとしてまず買掛金なんですけど、以前に資料をもらって1社だけが突出しておるんですが、まず何でこんなにその買掛を残しておるっていうか、支払をしていなかったのかが分かれば答弁してください。

河口経済部長 支払をしてなかったわけではなく、100%の支払ができなかったというのが現実だというふうに思います。支払をしなかった部分はそういうことで、理由は今までのお付き合いということも含めまして、支払をすることについては、当然、一般管理費のほうにも必要な経費でありますので、そっちのほうにも、お金を回していったということを含めまして、1社の大きいところは今までの流れを御理解いただいた中でありましたので、そこに甘えていたというところがあると思いますけども、そういうような形で増えていったということです。

中村博行委員長 少しずつでも返済していたわけですか。

河口経済部長 ゼロということではなくて、支払は当然できる範囲の中でしていたという形だというふうに聞いております。

高松秀樹委員 その説明はきつこうですよ。そもそも毎月支払する金額があるんだけど、支払うべき金額からある程度の一定の経費を差し引いてお支払をしていたと。一定の経費っていうのは、いわゆる従業員の給料だとか、そういう経費を差し引いたと。そして、それも相手方に容認していただいていたと。だから、ここまで積み重ねてきたんだということですよ。次の質問に行きます。長期の借入金は丸めで3,500万円と言いましたが、本会議場では、銀行経営の長期借入金1,640万円、個人借入金1,800万円。まず、こっちの銀行のほうからいきます。長期借入金1,640万円、これ金融機関から借りていると思うんですが、もちろん中央青果が借りているんですが、借りるときにいわゆる特別な契約、損失補償等の特別な契約を結んでないですよ。

つまり、後ろに公がついているってところで、補償するような契約じゃないですね。

深井経済部次長兼農林水産課長 そのような契約ではございません。

高松秀樹委員 それは確認していますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 契約書の内容を確認しております。

高松秀樹委員 次に個人の借入金なんですけど。これがちょっと理解できないんですけど、この個人の借入金というのはもう少し具体的にこの1,800万円っていうのは、どういうふうに中央青果が借り入れたのか。これは恐らく当時の代取がお貸ししたと思うんですけど、どういう会計処理になっていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 個人からの借入れにつきましては、会社の運営資金として、中央青果が借入れをしておるものでございますけれども、会計処理につきましては、借入金という勘定科目に計上されているところでございます。

高松秀樹委員 一括1,800万円ですか。それとも分散して1,800万円ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成24年だったと思うんですけども、その頃から個人の借入れが始まっておりまして、借入れと返済を繰り返しながら、平成30年度末に残が1,800万円になっていたということでございます。

高松秀樹委員 ということは、一括1,800万円出しているわけじゃなくて、その月々の締めの際に、収支を確認して足らなければ、当時の代取が

貸しと、お金があるときはいわゆる返してもらおうと、こういう会計処理をずっと何回も続けておったということですか。

深井経済部次長兼農林水産課長　そういうことでございます。

高松秀樹委員　負債で足し算したら大体、先ほどの数字になるんですが、受託未払金は分かりましたが、そのほかの未払金というのは一切なかったんですか。それとも非常に小さい数字だったということですか。

河口経済部長　大きくおおよそで出した数字でございまして、決算ができてない状況の中でございますので、未払法人税等とかっていう欄もありますが、小さい額でございまして、預り金とかいうのもございますが、大きな金額ではないので、その辺が何百万円の世界でございまして、そこは入れておりませんでした。

中村博行委員長　先ほどから出ました債務の詳細が分かる一覧ですね。平成30年度から令和元年に掛けて30%の減になった理由が示せるものを次の委員会まで提出をお願いしたいと思いますが、

河口経済部長　出せるように努力してまいります。

高松秀樹委員　もう1個だけ。あの先ほどの長期借入金なんですけど、1,640万円残があるんですけど、これそもそも一番最初は、いつ、いくら借りたのか。それから、このまま減ってきてここになったのか、それとも借換えをずっと続けておってなったのかって資料も、今、答弁結構です。その資料もお願いいたします。

中村博行委員長　その資料を追加でお願いします。それでは本来の今日の本論といたしますか、趣旨に入っていきたいと思います。まず3月15日にストップしてから今日、非常に生産者や売買参加者の方から困っておられ

るような現状があったかと思いますが、現状どういうふうに対応されているか、そののところを聞かせください。

河口経済部長 先ほど申し上げましたが、市場条例の68条の第2項によりまして、卸売の業務を行わせる卸売業者がないため、市長が自ら卸売の業務を行うこととして、本市場唯一の仲卸業者に業務委託を依頼し、3月26日から実施しているところでございます。業務内容といたしましては、今日お手元にちょっと資料をお渡ししております。2枚目にですね、その業務の内容等も書かせていただいております。市長が代行する卸売業のうち、近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるものの販売業務でございます。この期間につきましては、先ほど市長も申し上げましたが、令和2年6月30日までといたしまして、新しい委託期間満了までに、新たな卸売業者が決定した場合は、その営業開始までとするということで、業務代行をお願いしたところでございます。

中村博行委員長 それだけね。

河口経済部長 今現在はそういうふうな、お願いしているところでございます。

中村博行委員長 これについて、質疑を求めます。

高松秀樹委員 専門家じゃないんでちょっと教えてほしいんですけど、近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるものの販売業務を委託するということになっているんですが、これというのは、いわゆる近くの人個人の個人出荷品であって、さらに、一定の規格がなく、この辺が分からないんで説明してもらえますか。

河口経済部長 今言われていましたように、この近所の生産出荷者というふうに言っていますけども、その方々も大きさを合わせることもなく、出荷

していただくというのが当然ありますので、普通の出荷物であれば同じような、Mサイズとかそういうような形で、大きさをそろえた状態で見られるということもございますが、そういうことは関係ないですよということ、あとは品質の格差も同じような形でございますが、そういうような形のものを近所の農家の方が出してこられたものを、そこで競りをして、販売をしていくというような形ということで御理解いただきますでしょうか。

高松秀樹委員 ということは、個人農家に限られる出荷物を取扱うということなんですか。例えば、JAさんだとかもう少し大きな法人が出すのはこれには当てはまらないということですか。

河口経済部長 一応、この業務については当てはまらないということです。JAが、生産者から買い取ってそれをこちらに持って来られるということはないということでございます。

高松秀樹委員 つまり卸売業務をするのはこのフレッシュという会社1社であるということになりますよね。今後、6月何日かありますけど、例えば給食業務については、どういう取扱いになるんですか。

多田農林水産課参与 学校給食につきましては、この事業をどういう形で委託するかという段階では、非常に難しいであろうという考え方を持っております。それはなぜかということ契約取引になります。現市長が代行すべき業務の中に契約取引というものは考えておりません。したがって、現在フレッシュにお願いしております業務につきましては、市長代行業務の援助業務という考え方を持った委託契約を結ぶわけでございますので、現段階では学校給食食材の確保は山陽小野田市場では基本的にはできないと考えております。ただし、これは教育委員会のほうとも協議をする中で、もともと学校給食食材につきましては、山陽小野田市場を流通したものを基本とすると。そこでそろわないもの等については、他

市場からも入れてもいいよというところできておりましたが、中央青果がこういう状態になりましたことから、現段階では他市場から確保してもらおう。ないしは、バイヤーと直接取引をしてもらおうことによって、物品を確保してもらわなければならないという状況にあります。ただし、このことについて今、フレッシュのほうにいろいろな学校給食も含めて契約取引ができるような状況にはならないかという声があることは、情報としてはつかんでおるところではございます。それがまたフレッシュなり、地元関係者の方から市長に対してお願いとか、こうしたいのだがというようなことが上がってくるようなことがあれば前向きに検討していく事案ではあろうと考えております。

中村博行委員長 学校給食のほうもいろいろ気になるころではありますが、

岡山明委員 この契約書に関しては3月の23日という状況になっていますね。実際は19日から事業停止という形で、その間は事業はしていないということですか。その間、生産者が市場持ってきた荷物に関しては、その辺にずっと置いていたと、そういう形でいいですかね。

多田農林水産課参与 今の御指摘は、非常にするどい御指摘でございました。

19日の日に開設者の方へ中央青果側から業務を廃止するという正式の報告を受けた段階で、残品はないのか、それから出荷者に対しての告示はどうなっているのかということを確認しております。それは68条2号に基づく市長が代行する業務取扱物品はないのかという確認を中央青果のほうにしております。その段階で残品はございませんと出荷者に対しては全員告知をして出荷を止めてもらいますという報告を受けておりました。したがって、その段階では、市長が代行する業務としての物品はないという認識を持っておりました。ところが、どうしても地場産にしても出荷を停止とのお願い文書を会社から出しておるわけでございますけれども、それが徹底しきれず荷が入ってきたという状況がたしか24日の日だったかな、私どもにある議員さんを通じてございました。

結局、26日からが委託日となっております。それまでの25日がたしか水曜日でしたので市場はお休みです。したがって23、24日の間に出てきたものについてはそこにおられた一部の売参者さんが、物が腐ってもいけないということ、それから場長との相談の上仕切ったと。これは臨機応変に業務を実施し、生産物等に対して無駄のない対応をよくしてくださいましたと、お礼を申し上げるべき件でございます。したがって、委員御指摘のとおり、26日以降は仲卸業者さんによって、その業務を実施しておりますが、それ以前の2日間につきましては、心ある売参者さんに対応していただけたという状況にありました。場所を借りてですけど有り難く思っております。

岡山明委員 私も24日に市場に行って、その辺を確認させてもらって、学校給食の件も、今の状況では契約はできないと。そういう状況を確認した上で、やっぱりコロナウイルスの状況で出荷と給食はしていませんので、給食関係はちょうどよかったという状況も言葉がちょっとおかしいんですけど、学校給食に関してはそういう状況と。あとは協議会のほうで対応、市場を通さずにという状況で緊急避難な形で購入をとという形を進めていただこうと思っているんですけども、そういう意味で、3月23日にそういう業務委託の承認が出たということで、そして私もその辺安心したと、そういう状況であります。その辺はとにかく6月までには、次の方が決まるまでは、ちょっと継続という形でしていただきたいと思えます。

中村博行委員長 要望ということですね。よろしくお願ひしたいと思えます。

高松秀樹委員 一定の業務をしてもらってというところで、さっき質問しましたけど、これを見ても非常に一部の青果物の取扱いになるのかなと思えます。そうなるとこの市場で取引をしていた、いわゆる商品を買っていた地元の小売店っていうのは、一部の商品しかそろわないような気がするんです。ということは商売にならないような気がするんですけど、

これは、僕の認識が違っているんですか。それとも、違う方法を小売店がとられるんですか。

河口経済部長 今、言われましたように、小売のほうがそこだけで取られていらっしゃるかどうかというのがありますけども、大きなところからも物を入れられていることもあるかもしれません。今の状況を高松委員が言われましたように、先ほど多田が言いましたように、仲卸業者のほうからそのような声、相対取引的な契約取引のほうも明日していたほうがいいのではないかという、皆さんからの御希望が出るような話を聞いておまして、その辺については先ほど言いましたように早急にその辺の要望を捉えまして、対応していきたいと前向きに対応していきたいというふうには思っておるところでございます。

高松秀樹委員 条例に何とか協議会、運営協議会があるんじゃないですか。そういったのを至急開いてその協議をされるとかいう話は聞いておられるんですか。

河口経済部長 運営協議会を開いて協議をするということは聞いておりませんが、要望をいち早く取り入れまして、素早く協議した中で前向きな対応をしていきたいというふうには思っております。

高松秀樹委員 その対応を急がれたほうがいいのかなんて気がして、私も二、三そういう小売店の声を聞いたんですけど、市場から物が入らないと物が売れないと。つまり、商売が成り立たないっていうふうな話を聞いていて、やっぱりそこはしっかり早目に措置をしてあげる必要があると思いますので、ゆっくりしていると。そういう中での皆さん業績が悪いんで今この状況の中、そこを対応していただけるかどうかお話を聞きたいと思いますけど、どうですか。

古川副市長 今、高松議員の御指摘はごもっともで河口部長も申しましたよう

に、そういう声も若干は聞いておりますので、そうした中で早急にその辺の声も聞き、詰めてまいりたいと思います。

中村博行委員長 一番喫緊の課題だというふうには思っておりますので、よろしく対応をお願いします。ほかにこの件はよろしいですかね。

恒松恵子委員 出荷者各位の皆様とお手紙がありますが、出荷された方は中央青果から一部代金、野菜代とか頂いていないんじゃないかなと思うんですが、その辺りの手当てもせずに、出荷だけ今回お願いしたという形でよろしいですか。

河口経済部長 基本的には出荷の件でございますので、市としては文書を出してこういう取扱いをしていますということで、支払のほうは仲卸業者さんのほうで当然していただいているということでございます。

恒松恵子委員 例えば中央青果の未払があっても今出荷していただけるということは、出荷される方は人が良いという考えでいいですか。私が聞いた話によると、出荷された方に野菜代金が払われてないということも何人か聞いておりますので、確認というか御報告を兼ねて伺います。

河口経済部長 中央青果については中央青果ということになりますので、別個の考え方を持って、支払は支払として支払うということになります。

森山喜久委員 今の恒松議員の質問にも付随するんですけど、中央青果は廃業しているんですけど、その廃業のお知らせのところは通常、中央青果ではなくて、債権を受任した弁護士名で普通は記載しているんじゃないかと思うんですよね。普通、張り紙するときも、中央青果の社長の名前ではなくて債権を受けた弁護士の方が債権関係の分はここに連絡してくださいとしないと、先ほど言われたように出荷者とか、その辺の方々に対する周知というのは、なかなかできないのかなっていうふうに思うんで

すけど、その辺、中央青果を含めてそういう協議、その後の対応で、お話をされた経過があれば教えてもらいますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 市場内での張り紙につきましては、確かに社長名でのものしかありませんけれども、債権者の皆さんに対しましては、社長名の文書と弁護士名の文書の両方が行っている状況でございます。

森山喜久委員 再確認なんですけど、弁護士とは受任契約をしているという認識でよろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 弁護士とはその契約をしております。

森山喜久委員 今、債権者の方々に対してという形の分で大口から小口、債権者の方、出荷者の方がいらっしゃると思うんですけど、日々出される農家の方々、出荷者の方々もやっぱり債権者であるんですよね。その文書をどこで見て徹底されたかっていうのはあるんですけど、そこを言ったらやっぱり張り紙とかでみんなにやっぱり目に止まるような形で、そういう受任契約した相手先の中で文書を出すべきというふうに思いますがどうでしょうかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 債権者の方にとっては二つのパターンがございます。一つはお名前と住所、連絡先、そういったものが明確に分かっている方、もう一つはそれが明確でない方、二つに分かれております。明確な方につきましては、先ほど申しましたように社長名と弁護士名それぞれの文書が行っておりますけれども、明確でない方、これは出荷された際に書かれます伝票に名前しかないとか、名字しかないとか、そういった方でございますけれども、そういった方については、連絡のしようがございませんので、それで社長名ではございますけれども、市場に張り出して、周知を図ったところでございます。

中村博行委員長 明確な方、不明確な方、この辺の数字が分かりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 不明確な方につきましては人数が把握できておりません。

中村博行委員長 明確な方は何人ですか。要するに発送なりされた件数。

深井経済部次長兼農林水産課長 債権者につきましては出荷者だけではなくて、例えばリースであったり、そういったところも関係してきますが、発送したのは約50ぐらいですね。

森山喜久委員 先ほどあったように、やっぱり名前しか分からない人とかそういうふうな形の方々がいるのであれば、なおさら中央青果若しくは受任弁護士の連絡先、問合せ先はこちらのほうに連絡してくださいというふうに明記したものを張り出しをしたほうがいいのかなどというふうに思いますがどうでしょうか。

中村博行委員長 要するに不明な方っていうのは、こういう状況をこれから知られる方もいらっしゃるであろうということで、連絡がないので、市場に行ったら分かるようにしておいてほしいということですよ。そういうふうな方法というのは取れるんですか。

河口経済部長 今、言われることはよく分かりますし、少し確認させていただいて、対応できることはしていきたいと思っております。

岡山明委員 今後の破産のスケジュールが全然、私、見えないんですけど。

中村博行委員長 それは次にやります。これからの対応を含めて破産の手続等をね。当面、今現在の対応について。それが終わってから今後という対応のほうに入ると思います。

岡山明委員　それで、今こう書かれているのが6月30日までというフレッシュの高橋さんに依頼をお願いしておるという状況で、これは6月30日までに、次の新しい社長さんがどうなんだという状況で、全体的なスケジュールはまだ申請も何もしていないという状況があるから、それはいつまでしてどういう形をとるか出してほしいと思うんですけど。

中村博行委員長　だから次にやります。当面今もらった資料が現状どうするかというその対応についてなんで、この関係だけで今やっているんですが、そうしたら、一旦ここで15分休憩で2時35分から再開をいたします。

午後2時20分　休憩

午後2時35分　再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。先ほどからの現状の対応、ここの今、手元にある資料を含めた中でこれについてまだ質疑のある方は。

高松秀樹委員　最初の文章の一番下のその他に「委託料等の条件につきましては別途御相談させていただきたいと思いますので」と、23日の日付でありますよね。これ委託料等の条件というのは今どうなっているんですか。

平農林水産課農林係長　委託料等の条件につきましては、フレッシュと協議をした結果、卸売業務を行った際に委託手数料というものを徴収いたしますが、その委託手数料を持って充てるということでお話をさせていただいております。

高松秀樹委員　そうしたら、これは業務委託というのは、市との業務委託になっていわゆる業務委託料そのものについては発生せず、この業務委託料

に関しては、委託手数料に変えるという、それ以外のお金は発生しないということですね。委託手数料が幾らか教えてください。

平農林水産課農林係長 野菜につきましては、消費税を含んだ卸売金額の100分の9、果物につきましては、同じく消費税を含んだ卸売金額の100分の8、花につきましては、消費税を含んだ卸売金額の1000分の11とさせていただきます。

高松秀樹委員 その手数料の割合については中央青果における委託手数料との違いがどのくらいあるんですか。

平農林水産課農林係長 野菜で言いますと、中央青果が卸売業務もやっていたときは消費税抜きの金額に1000分の8を掛けた金額でございました。なぜ今回このような形になったかと申しますと、そのフレッシュとの協議の中で消費税の関係でございしますが、軽減税率の関係で、もう少し計算が複雑になってくるということで、なるべくその負担を減らしたいということで、このような計算式でいきたいと思います。

高松秀樹委員 消費税込みと消費税抜きで分かりにくいんですけど、ということとは1%以上の開きがあるってなるんですか。計算式からすると。

平農林水産課農林係長 計算上は中央青果でやっていたときが8%で、この計算式のほうでいきますと、同じように計算をいたしますと大体88%ぐらいになる計算になります。

森山喜久委員 今パーセンテージを聞いたんですけど、ただ、委託業務の内容のところでは近郊野菜とか近郊果実の個人出荷品というふうな形の分であれば、中央青果がやっていたほどの1日の出荷量、取扱量が全然足りないと思うんですよね。多分100分の1もない、200分の1ぐらいじゃないかと思いますが、その辺の割合っていうのは分かりますか。

平農林水産課農林係長 割合といたしますか。フレッシュがやられてからの出荷量等はお聞きしているところでございますが、大体1日が今のところ出荷者のほうが10人程度、金額が大体、売上げの金額が2万円程度というふうにお聞きしているところでございます。

森山喜久委員 多分中央青果がやっていたときは100万円程度はあったのかなと、日数割りで考えたらそれぐらいなのかなというふうに思っているんですけど、要は2万円とかいうふうな形であれば、近郊農家でも結局大口とか、ブランド品、そういった形の分を取り扱っている農家さんがいると思うんですが、悪い言い方だとその方々も全部市場には出さずに他の市場とかに逃げていったというふうな状況なんでしょうか。

多田農林水産課参与 先ほど森山議員が言われた100万円、120万円というのは、競り以外の取引物品も入っている数字だと思っております。したがって、現在のフレッシュの2万円に対して、中央青果がやってきた競り分だけについては、数字的な根拠としてはさほどないんですけども、7万円から10万円程度だったような記憶を持っております。それと、先ほど言われました出荷者がほかに逃げたのではないかということについては、中央青果の事業段階で定期的にどれだけの出荷者がおられたかというのを確認できておりませんので、なんともお答えしにくいところがありますけども、一応、文書上で出荷停止と文章を出したことから再開したということが徹底できてない部分があるとすれば、議員御指摘のような状況は見えてくるものがあるかなとは思っています。

中村博行委員長 予測はある程度できますよね。そういう意味ではね。この部分はよろしいですかね。それでは今後の破産手続を含めた今後の対応方向性これについて説明を求めます。

河口経済部長 先ほどから御質問がありました中で、破産に向けてのスケジュールにつきましては今、弁護士の指示の下で資料等も作成しまして、弁

護士に届けたところでございますし、この資料の確認後にまたお話を伺いますと、今後4月の上旬ぐらいに申立てをするということをお聞きしているところでございます。それから今後、先ほどお話がありましたように、新たな卸売業者の方が出てこられるまではっていうのは先ほどお話したとおりでございますが、卸売業者の公募につきましては、兵庫県の加古川市も同様な卸売業者の公募をしております、この26、27日で、視察に行かせていただきまして、御教示を受けたところでございます。仕様書等も入手させていただきまして、これを基に本市に合った形を協議してできるだけ早い公募をしていきたいというふうに思っております。これはその申立てとは、別に付随するものではございませんので、並行的に早目に取り組を進めていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 具体的に説明できる場所がありますか。加古川市に行かれてね。

多田農林水産課参与 先ほど加古川市への視察ということで行かせていただいたものです。3名参りました。私と平係長と稲葉の3名で26日、27日で行ってまいりました。まず、加古川市の状況はどうだったのかというのを御説明させていただければと思います。加古川市市場につきましては卸売業者1社、ただし、ここは青果と鮮魚と、魚市場も市場も兼ねて持っておった市場でございます。倒産しました会社につきましては、最大で年間50億円の取扱い、それが平成31年3月の段階で11億円弱程度に落ち込んだと、そういう状況で経営不振に陥ったという状況の中で破産と。負債額でございますが、約2億円という状況だったようでございます。それに対しまして行政のほうはどうしていかうかというところで動いたのは、ここの市場自体が仲卸業者が5社、それに対して売買参加者自体が2社、2社のうち1社が大手スーパーだというふうに聞いております。現状は私どもの市場におきましては仲卸が1社で34の売参者登録者数ではございますが、そういう状況ですので若干異なります。その仲卸業者5社に対して運営をお願いできるかと。ここは委託契

約ではなくて、約束事、覚書というのを交わして運営を仕切っておるよう
うでございました。基本的には仲卸業者と売買参加者と相対業務という
ことでせりは行っていなかったようでございます。競り人は行っていな
かったといということから、すべて出荷物については相対で取引をして
おるとい状況が現状でございます。破産後そういう状況で運営をする
中で募集につきましては、足掛け2か月の期間をもって公募を掛けてお
ります。公募を開始したのが令和2年2月27日から令和2年3月31
日まで、足かけ2か月、若干1か月ちょっとの期間で募集を掛けたよう
でございます。26日現在で公募はゼロですという報告を受けておりま
す。今日をもって公募終了日ですので、その辺の状況についてはまた確
認をさせていただこうと思っております。公募条件につきましてはやは
り、そういった卸売業者による倒産劇から当市と同じような状況なん
ですけれども、かなり募集要項についても全てペーパーで頂いて帰って
おります。これらを参考にしながら、かなりやはり新たにある限りはそれ
なりの厳格な厳しい面を打ち出していかないとやっていけないですよと、
ゆるゆるでいったのでは、元の木阿弥になるんじゃないですかねという、
腹蔵のないお言葉を交わしたところでございます。先ほど部長が申し上
げましたように、これらを参考にしながら、また参考にしたものを自体
についての審議、また委員の選定とか、それなりの期間が掛かろうかと
は思っております。これをもって説明とさせていただきます。

中村博行委員長 今、若干説明がありましたが、これについて何か質問があ
りますか。

岡山明委員 市場は公営ですか。それをちょっと聞きたいんですけど。

多田農林水産課参与 これは第三セクターとかいうものではなく、公設市場と。
地方卸売市場というものであって、第三セクターの会社ではございませ
ん。

岡山明委員 施設自体は市ですけど、俗に言う公設民営化という形ですか。

多田農林水産課参与 そのとおりです。

中村博行委員長 この件については図式のフローみたいな形で、何か資料を頂ければと思うんですよ。加古川市に準じてやられるのであれば比較できるようなこういう方向でやりますというようなものが決まれば、そういうフロー図式のものが頂ければと思うんですけども、その辺りはどうですかね。

河口経済部長 フローっていうのは今からどういうふうにして卸業者を決めていくかという話ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうようなフローは当然、プロポーザルをやるような形になると思いますので、それはできるというふうに思っておりますので提示したいと思います。

中村博行委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

高松秀樹委員 いわゆる公募によって民間事業者を募集をするということですが、公募に手を挙げる業者が一社もいらっしやらない場合っていうのはどういうふうにされるか考えていらっしやいますか。

河口経済部長 ないことも本当は考えないといけないかもしれませんが、意欲のある業者さん等も色々お話も伺いながら、その辺で進めていければというふうに思っています。ない場合においては検討していかないといけないということも当然考えています。

高松秀樹委員 どこか手を挙げてくれると、僕の希望的観測を持っているんですが、行政はそのリスクの部分の手挙げがない場合はどうするのかっていうのは、もちろんこれ想定の中に置いておかないと、ありませんでしたって僕らに報告されて、さあどうしましませうかというのは僕らも

困るんで、そこはしっかり早目に。公募するとき、もちろん決めると
思うんで、そこはしっかり決めて議会側には是非報告をお願いしたいと
思います。

多田農林水産課参与 高松委員の御指摘の件でございますが、これは加古川市
でも聞きました。31日が期限であるにもかかわらず26日で1社もな
いという状況の中で、もしなかったらどうしてんですか、というような
質問をさせていただきました。選択肢は今、高いハードルで公募を掛け
ていますが、ハードルを下げて再公募するパターン。それとはっき
り申し上げて公設卸売市場の看板を完全に下ろすということございま
す。下したときにどうするのかと、やっぱり関係者さんもおられるじゃ
ないですかという話の中で完全に公設ではないけど、民営でや
る気がある方があれば施設を貸与したり買ってもらったりとかいうよう
な感覚の中で、商売を続けていくという選択肢もあるんじゃないかとい
うような会話はさせていただいております。ただ、当市においてはまだ
そのことについて明言できるものを持っておりません。

高松秀樹委員 ということは今の話は、公募の結果を見て、そこで検討を始め
るというふうに聞こえたんですが、それとも、もう今から既に検討を始め
ているのか。公募で手が挙がらないこともあるし、公募で出てきたと
しても、プロポーザルでやられるんでしょ。評点が付かない可能性もあ
りますよね。ランクを今下げるとかいろんな話があったんですが、それ
を公募の後にやられるのか、それとも公募する前からそこを内部決定さ
れるのかというのをお聞きしています。

河口経済部長 公募をするときにも当然そこも含めて検討していきたいとい
うふうに思います。

岡山明委員 私は今お話聞いて、山陽小野田市も同じように活動停止をしてい
ますので、状況的に流れとして負債総額がある。破産申告して今はそこ

までっていう状況です。負債額をうんぬんって話は進んで、それから新たに再出発するとおかしいんでしょうけど、今の状況で1億3,000万円以上あります。ある程度目安ができて初めて、新たにスタートという形ができると思うんですけど、加古川市のほうで破産申告してどういう状況で1年後にそういう今の形まで見えてきたという、将来的なそういう展開が見えてきたというのは、どのくらいの期間があったか分かりますか。

多田農林水産課参与 中央青果の破産と公募に関しては全く別物と考えていただきたいと思います。破産管財人によって、相当の月数、1年は掛かるやに聞いておりますけれども、破産管財人によって中央青果の財産処分を行っていくという業務と、市場の新たな卸売業者の選定に係るというのは全く別物です。ある意味平行線で速やかにこの公募についての手順を踏んでいくという方向で今動こうとしております。

岡山明委員 それで今、期間があればという状況で、私も今調べた状況だと、北海道のほうの北見市なんか5年掛かっています。破産から再建までに。ここは経営破綻から新たに再スタートではないんですけど、それに5年間掛けていると。そういう負債を全部回収して、再スタートするまでに5年間掛かっているという状況の中で、行かれた加古川市のほうで、そういう形がある程度こう出ているのかなと思っていたんですが、あまり破産から日にちがたっていないということなんですね。

多田農林水産課参与 先ほどちょっと加古川市の経過の中で触れたかと思うんですけども、9月に破産という中で2月に公募という流れです。この間何もしてなかったわけではなくて、加古川市の場合は近隣に中央、地方市場を三つばかり、明石市場とかをお持ちです。この加古川市場を担ってもらえる卸売業者、誰かやりませんかという動きを各市場の卸業者にされたようです。それとか関係機関、どういうふうに運営していくかということにかなりの時間が掛かったと。その中で事前に当たっていく中

で話は進むんですけど、なかなか受けてもらえない。私どもの市とちょっと形は違いますが、同じような動きをする中でもう公募するしかないと思断して、2月に公募に至ったというのが加古川市の時系列的なものだと聞いてまいりました。

森山喜久委員 先ほどというのは財産の処分の関係とこういう選定を同時にしていく並行して進めていくっていうのは賛成ですし、当然そのようになさなきゃいけないと思うんですよね。その中であれば、やっぱり今中央青果が市場内の1階のところに荷物とか置いているような状況になっている分であれば、それは速やかに施設の返還をしてもらわないとそういった業務っていうのは進まないと思うんですよね。中央青果が今廃業というふうな形であるならば、施設を占有しているところについては速やかに返還していただいて、原状に復していただいて、新たな卸売業者が入れるような体制っていうのは整えるべきというふうに思いますが、それについてはどれぐらいを目安に返還してもらおうというふうな計画があるのか、それが今あれば教えてもらえますか。

河口経済部長 中央青果が、事務所に机、椅子等もございます。これは余り財産になるものではないというふうには弁護士のほうからも聞いておりますけども、基本的には管財人と話をする中で調査も含めてやっていきますので、破産管財人の申立てした後は、抵当になってこようと思っておりますので、その辺は破産管財人と協議をしながら進めていって、当然、森山委員が言われましたように、次の新しい方が見付かって来られるということになれば当然、速やかに退去して、資料等も全部移していかないといけないというふうな考え方を持っておりますが、いつという目安は今持っておりません。

森山喜久委員 しゃくし定規で言えば、もう廃業した時点で一応施設の返還はしなくてはいけないんですよね。その中で今置いていると。ただ、破産管財人の前に結局弁護士のほうにそういった債権に関する受託をお願い

いしているというふうな状況であれば、やはり、事務所をもし使っているならば、もし荷物を置いているならば使用料が掛かると思うんです。そういう使用料とかを掛からないように、普通は事務所の引渡しとかいうふうな形の分をするのかなというふうに思っています。ですので、事務所の使用料とかをどういうふうに考えているのか、その辺、まだ不透明というふうな話もさっき答弁があったんですけど、あくまでそういった事務所の引渡しで、会議をするならば2階のほうの会議室とか役員室とかそういったところを使う、若しくは中央青果の入り口のところに応接室があるので、そういったところで話をするというのもできると思うんですが、その辺はどうでしょう。

河口経済部長 言われましたように今、その辺の引渡しの時期というのは、弁護士と相談しておりませんので、そういう場所を使うなりということも当然含めて、ちょっと協議して進めてまいりたいと思います。

中村博行委員長 これについては、またフロー等ができたらまた委員会で詳細にわたって審議していきたいと思います。ということで時間もそろそろいきましたので、今後についてはまた委員会のほうにいろいろ報告をしていただきたいと。

岡山明委員 加古川市の話があったんですけど最終的に将来的にふさわしい卸売業者が見つからない場合、市としてある程度の考え方っていうか、その辺はちょっとどうかなと思って。

中村博行委員長 先ほど高松委員から同じ質問があつて答弁があつた。それでは破産も今後の対応等については、執行部のほうは先ほどの資料提出については出来上がり次第、お願いしたいと思います。最後に議員の中にもこういう発言をしている人がいるんですが、市民の税金が絡む案件と思うんだけど、市民への周知というのはどうされるかという点についてお答えをください。

河口経済部長　今まで開設して以来、税金のほうも投入してきたというところで、この最近は入れていないというのがございますが、卸売業者はこの業務停止につきましては、今日もお渡ししてしまいますけども、ホームページで周知する。市の税金を使っていますけど、使われる方はごく特定の方ということでございますので、そういう形でホームページに掲載して、取り扱いについてもこういうふうなことをやっていきますということで、御案内しています。その辺をまたいろんな更新がございましたら、更新してまいりたいというふうに思っております。

中村博行委員長　今朝ほども他の議員さんから電話いただいた中でやはり集会と申しますか、集まった度に市場はどうなっていくのっていう質問を投げ掛けられるということでありましたので、その辺の周知についても御検討ください。

森山喜久委員　答えられなかったら答えられなかったで仕方がないと思うんですけど、小野田青果販売の件なんですけれど、5月末で業務が停止されたというふうな形の分で今から廃業手続をされると言われていたと思います。それに対して市の税金を入れないので、もし費用が掛かれば、中央青果が持ち出しして対応するというふうな答弁もあったというふうに記憶しているんですが、今回の中央青果自体がこの廃業というふうな形になったときに、小野田青果販売の位置づけも廃業が終わっているのかどうなのか。終わってなければどういうふうな形で手続を進めていくのか、その辺が分かれば教えてもらえますか。

河口経済部長　青果販売につきましては昨年の5月末で業務停止していますが、これにつきましては弁護士とも協議をしておりますので、どういうふうな取扱いをするべきかは、先ほど言われました経費が掛かるということも当然あります。どれだけ経費が掛かるかということも含めて、弁護士と協議をしておりますので、当然青果販売はなくなってしまうのでそこからということはないということではありまじょうが、その辺は弁護士と

十分協議しながら進めていきたいと思っております。

森山喜久委員　ちなみにその弁護士は、受任をされる今回債権関係の部分を受任される弁護士と同じと言ってよろしいでしょうか。

河口経済部長　中央青果の話をする中で今受任していただいている弁護士とこれもありますけどという話をしてしています。これについてその方が受任されることになるのかどうか、その辺も含めて話をしていけないといけないうふうに思っています。

岡山明委員　さっきと同じことを聞くんですけど、どうしても私それだけ確認したいんですけど、自己破産という状況になっていますので、その辺で先ほどずっとほかの委員も言われたという状況なんですけど、公設民営化という話もある。あと撤退、解散という言葉もそういう選択肢の中に私はあると思うんですけど、その辺で市の方向性というのは撤退とか解散とかそういうのはもうないと。もう一つ公設民営化の考えは卸売業者の後任が出れば継続するという形でいいですか。それだけちょっと確認したいんですけど。

河口経済部長　公設民営化とは市場が公設であるということで、会社は民間であるということになります。先ほど申し上げましたけれども募集があったら該当する業者さんがあれば当然いいんですけども、なければその辺をどうするかというのは当然先ほど申しましたように、公募する段階で判断をして、もしなければどうするかということも計算していきたいというふうに思います。

多田農林水産課参与　今、部長が申しました公設民営化の考え方ですけれども、公設っていうのが行政がという意味ではなくて、民間が開設して運営するものを公設民営市場といいますので、やっているのは民間だから公設民営化という意味ではございませんので、これだけは訂正させていただきます。

きます。

岡山明委員　そういうことで今後、選択肢としては色々あるけれども、今の状況じゃ分からないと。将来的に解散あと撤退とかそういう公設民営化じゃないけど、施設のほうも民間に移すという、北見市みたいに2003年に営業経営破綻、2008年に5年後に民営化したという、そういう北海道の北見青果市場があるんですけど、そういうような形で将来的には、形が変わるということもあるということですね。それだけちょっと確認だけ。

河口経済部長　多田も申しあげましたようにそれを公募するときには、方向性を考えていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長　公募の結果いかんによっては流動的な感じであるということに理解しましょう。それではお待たせしました。それでは山田委員どうぞ。

山田伸幸委員　もっと柔軟に扱っていただけるのかなというふうに思っておったんですが、私からお聞きしたいのは、第一に緊急質問でもしたかったことなんですが、大口の債権者に対する対応であります。3月19日の日に決定した後、河口部長と代表取締役とでまず大口の債権者のところに行っておられると思うんですけど、そのことの確認をまずさせてください。

河口経済部長　19日の日に各関係の業者の方にはファクスという形で早目に周知をしようということで送らせていただきましたけれども、この大口の業者の方につきましては、当然そのファックスだけかというふうに思われてもいけませんので、基本的には文書を持って21日の日に取締役で伺ってその説明をさせていただいたところでございます。

山田伸幸議員 その際に、相手の業者の方からは、どのようなことが言われたんでしょうか。

河口経済部長 業者の方は基本的には行政が後ろ盾におられるので、信用していたということ、それからその中では前代取からも市が後ろにいるから大丈夫だよ、というようなことも言われたということもお聞きしました。あとは信用していたのにとということで少しお叱りの形で受けたとおりでございます。

山田伸幸議員 それでは先ほど副市長が行かれたときのことを少し話されたんですが、具体的にどういった内容を話しに行かれたのかお答えください。

古川副市長 先ほども申しましたように市場の開設者として色々市場の考え方についてお話をさせていただきました。市の立場として山陽小野田地方卸売市場につきましては、存続をしていきたいと思っております。というのは、条例の中に市場の円滑化、取引の適正化をもって市民生活の安定に資するということがある中で、卸売業者、仲卸売業者、売買参加者等の皆さんのためには、市としてこの市場は円滑な運営管理を行っていききたいということを開設者の立場から、地方卸売市場を存続していききたいということを述べさせていただきました。

山田伸幸委員外議員 市場の存続は分かるんですが、大口の債権者に対してその債権については、どのように話されたんでしょうか。

古川副市長 債権等については言及をいたしておりません。

山田伸幸委員外議員 実は私、3月23日に全員協議会がありまして、24日の日に先方にお伺いをして、いろいろお話をお伺いしてまいりました。その際に3月23日の全員協議会をネットの中継を見ておられまして、やはり自分に対する態度がまるで違っているというふうなことを話して

おられて、違う話が出る度に非常に憤りを持ったというふうな話をしておられました。やはり一番言っておられたのは市が付いておりながら、なぜこうも簡単に自分の債権が全然回収されないかもしれないような、そういう無責任な対応をとるのかということ、一番憤っておられるんですね。その前に副市長も行かれたし、前代取も行かれています。度々代表取締役との連絡も取り合ってきたと。しかし、以前は要求をすれば、それなりにまとまってお金も入ってきたと。最近は入らなくなって心配をしていたが、副市長が来られてその存続をほのめかされたということで、自分は信用したんだと。その信用が僅か1か月で台無しにされたということで非常に憤りを持っておられているんです。その辺の開設者というか、行政として本当そういった業者を泣かせるのか。その方のお話をお聞きしますと、大体20名ぐらいの従業員を抱えて、銀行との資金繰りもしながら、やっとの思いでいつかは市が付いているのだから、この債権については、返してもらえるとすることを信用して取引を続けてきた。それが全部裏切られてしまったというお怒りを持っておられるんです。それについては市としてどのように考えて、このような破産申立てということをしたんでしょうか。

古川副市長 破産の申立ては市がしたのではなくて、会社のほうがされたということでございまして、私どもはあくまでも開設者として、この市場をどうにかして存続していくということの説明に上がった中で、市がバックについているからどうかというような話の言及はいたしておりません。

山田伸幸議員 それは是非御本人さんともそういう話をしてみられたらいいんじゃないかなと思います。やはり市としての責任の取り方が余りにも無責任だという話がいろんなところから聞こえてまいりました。例えば、半年ぐらいかけて買掛金や売掛金をそれぞれ処分をして、そういった大口の債権者に対して少しでも債権を減らしていくような努力が本当にされたのか。市として最善のアドバイスあるいはできることをした上で最終的にどうしようもなくなってこのような手段になったのか、その辺が

破産申立てをしたときに、本当に裁判所が破産を認めてくれるだろうかという疑問の声がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

古川副市長 市がどのようにしたかどうかということは、ここでは市の立場としては言いませんが、会社のほうがこの1年いろいろ社長交代に向けて動いたり、経営を任される者数人に当たったり、過去の清算とか、経理経験のある者の取り入れに動いたりとか、今までは、社長がある程度1人で決めておられたのを役員会等々の総意の中で動いていたという報告は受けております。

山田伸幸議員 私は市はこれについては責任はないというふうに考えておられるのかっていうことをお聞きしたいんですが、いかがですか。

古川副市長 第三セクターとしての市の責任との御指摘と思いますが、これにつきましては50%を有する株主でございまして、出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内ということで考えております。

山田伸幸議員 そういうふうな形の言い方では多くの債権者、あるいはこれから取り立てを受けるであろう皆さんが本当に納得をされるかなど。市としてどうなのかなどということが問われているというふうに思います。そして、社長交代というふうに随分いろいろ言われました。条件もいろいろあったと思うんですが、その条件というのは社長というか会社を引き受けていただける、あるいは社長を引き受けていただける際の条件というのはどういったものを示しておられたのでしょうか。

河口経済部長 中央青果からお話を聞いている中では当然、債務や負債等も全て含んだ中で丸抱えで経営をしていただける方をまず第一に考えていたと。そういう方が見付かったときもありましたので、それで話を進めていこうというふうに思っておったところではございました。

山田伸幸議員 1億数千万円の負債があつてそれを抱えたままというのは、なかなか私は難しいのではないかなというふうに思います。とりわけ、取扱業者がどんどん減って行って、買参人も減っていくという中で経営というのは非常に難しかったのではないかなというふうに思いますが、その条件の中にこういった丸抱えではなくて、ゼロにしてほしいというそういう条件の提示はなかったのでしょうか。

河口経済部長 様々な話を3者の方ぐらい、あとは個人の方で社長にということでお話をしたんですけども、ある程度負債なりをなくせば受けることができますよというお話は何度か聞いたことがございます。

山田伸幸議員 これは、いろいろな話を総合して考えをまとめていたところこの度の破産申立て、破産申立てをすることによって、幸いにも負債はゼロになって、一から引き受けることができるということで、手を挙げようかなということをご期待しておられるんじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

河口経済部長 そこは今までのお話を聞いた中では、やる気のある会社、丸抱えでもいいというような会社は当然おられましたので、そういう考え方をお持ちだろうというふうには想像はできます。

山田伸幸議員 やはり今回の進め方は行政の責任が非常に問われていた内容であつたと思います。本当に山陽小野田市は信用を落としてしまった、市自身が落としてしまったということでは、やり方は完全に間違っていたというふうに言わざるを得ません。今後の事もいろいろ言われておりますが、本当に市場でこれまで取引しておられた方が今度のやり方で帰ってきていただけるのでしょうか。そういった離れて行かれた方に対して、今後の方針とかそういったことをきちんと説明されて、納得いただけるというふうに考えておられるのでしょうか。

河口経済部長 新たな卸売業者さんが見つかった中で今の売買参加者の皆さん等々の方が、そのままそれ以上にですけども、引き続いていただきたいということで、この卸売業者が決まるまでは今はまだ、生産出荷者だけでございますが、先ほど申しましたような要望もありますので、その辺を引き続きやっていくことによって、維持していきたい。本当はそれ以上のものをしていんですけど、最低でもそれ以上していくという考えがあるので、そのままを引き継いでいただけるような形、それ以上のことが引き受けていただけるような形をとっていきたいということで、今そういうふうな考え方を持っておるということでございます。

山田伸幸議員 私は、この間ずっとトップセールスということで、市長自身がこの問題に乗り出されるべきだというふうなことを訴えてまいりました。実際に大手の業者が去られるときも一度は行かれましたが、その後はどうも行かれてはいないようです。やはり市長自身のこういった無責任な対応というふうに言われていることに対して、市長自身がきちんと語って、本当にこの市場の信用を取り戻すお覚悟があるのかどうなのか、その点について是非お聞かせください。

藤田市長 この一連の動きの中で、いろんな御意見をお持ちの方がいらっしゃるということを、私も皆様方からお聞かせをいただいておりますので、承知をしているところでございます。そこにつきましては、真摯に受け止めをさせていただくところでございます。中央青果については大変残念な結果で御迷惑を掛けたというところは、数字上事実でございますので、それは真摯に受け止めないといけないというふうに考えますが、市場をしっかりと運営していくためにこれから公募に向けて、良いスキームの中で良い民間企業様に御尽力いただきたいと、その方向で皆さんの力を合わせて、市場の活性化に力を注いでまいりたいと考えます。

中村博行委員長 今、市長のほうから現状を含めて、いろいろお話をいただきましたが、これで質疑を打ち切りたいと思いますがよろしいですか。(「は

い」と呼ぶ者あり) それでは、本日の産業建設常任委員会をこれで閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 1 0 分 散会

令和 2 年 3 月 3 1 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行